

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成28年5月23日

京都市長 門川 大作

1 都市計画図書の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（京都府決定）計画書

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)